

山梨県公報

第二千五百十九号

平成二十七年

六月十八日

木曜日

目次

告示

- 保安林の指定の予定(二件)……………四〇九
- 保安林の指定実施要件の変更予定(二件)……………四一〇
- 県営土地改良事業計画の変更……………四一〇
- 道路の供用開始(二件)……………四一〇
- 建築基準法に基づく構造計算適合性判定の委任(五件)……………四一一

公告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………四一二
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………四一三
- 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………四一三
- 随意契約の相手方の決定について……………四一七

教育委員会

- 平成二十八年山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の基本事項について……………四一七

人事委員会

- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………四二六
- 平成二十七年山梨県職員採用初級試験、資格免許職員採用試験及び小中学校事務職員採用試験の実施について……………四二六
- 身体障害者を対象とした平成二十七年山梨県職員採用選考試験の実施について……………四三二
- 第八十六回(平成二十七年)山梨県警察官A及び警察官B採用試験の実施について……………四三六

告示

山梨県告示第二百八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のよ

山梨県公報 第二千五百十九号 平成二十七年六月十八日

うに保安林の指定をする予定である。

平成二十七年六月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町大炊平字山ノ神一三二七の一から一三二七の六まで

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のよ

うに保安林の指定をする予定である。

平成二十七年六月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町常葉字竹ノ島向七〇六四から七〇七〇まで、七〇七三、七〇七三の内一、七〇七四から七〇七六まで、七〇八三から七〇八五まで、七〇八五の二、七〇九二、七〇九三、七〇九七、七〇九八、七一一〇五、七一一〇六、七一一〇六の二、七一一〇八、七一一〇九、七一一〇九の二、七一一一から七一一五まで、七一一五の二、七一一六七、七二二八から七二二三まで、七二二三の一から七二二三の三まで、七二三五

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のよ

うに保安林の指定をする予定である。

平成二十七年六月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町常葉字竹ノ島向七〇六四から七〇七〇まで、七〇七三、七〇七三の内一、七〇七四から七〇七六まで、七〇八三から七〇八五まで、七〇八五の二、七〇九二、七〇九三、七〇九七、七〇九八、七一一〇五、七一一〇六、七一一〇六の二、七一一〇八、七一一〇九、七一一〇九の二、七一一一から七一一五まで、七一一五の二、七一一六七、七二二八から七二二三まで、七二二三の一から七二二三の三まで、七二三五

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である。

平成二十七年六月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、山梨市（次の図に示す部分に限る。）、保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である。

平成二十七年六月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、山梨市（次の図に示す部分に限る。）、保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（栃久保地区中山間地域総合農地防災事業）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十七年六月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十七年六月十八日から同年七月十五日まで

三 縦覧場所

身延町役場

四 異議申立期間

平成二十七年七月十六日から同月三十日まで

山梨県告示第二百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務

所において、この告示の日から平成二十七年七月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月十八日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	笛吹市川三郷線	西八代郡市川三郷町上野字川浦 二八四番の二地先から 西八代郡市川三郷町上野字川浦 五八一番の三地先まで	一六・二	平成二十七年六月十八日

山梨県告示第二百十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十七年七月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月十八日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	笛吹市川三郷線	西八代郡市川三郷町三帳字水上 二五七番の一地先から 西八代郡市川三郷町三帳字水上 二五七番の一地先まで	九・一	平成二十七年六月十八日

山梨県告示第二百十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第十八条の二第一項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとしたので、同法第七十七条の三十五の八第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年六月十八日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
 - (一) 名称 一般財団法人日本建築センター
 - (二) 住所 東京都千代田区神田錦町一丁目九番地
- 二 業務区域
 - 山梨県全域
- 三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
 - 東京都千代田区神田錦町一丁目九番地及び大阪府大阪市中央区南本町一丁目七番十五号
- 四 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務及び当該構造計算適合性判定の業務の開始の日
 - (一) 業務 建築基準法第十八条の二第四項において読み替えて適用する同法第六条の三第一項及び第十八条第四項の規定により構造計算適合性判定が必要な全ての建築物の構造計算適合性判定の業務
 - (二) 業務の開始の日 平成二十七年六月一日

山梨県告示第二百十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第十八条の二第一項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとしたので、同法第七十七条の三十五の八第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年六月十八日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
 - (一) 名称 一般財団法人日本建築設備・昇降機センター
 - (二) 住所 東京都港区西新橋一丁目十五番五号
- 二 業務区域
 - 山梨県全域
- 三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
 - 東京都港区西新橋一丁目十五番五号
- 四 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務及び当該構造計算適合性判定の業務の開始の日
 - (一) 業務 建築基準法第十八条の二第四項において読み替えて適用する同法第六条の三第一項及び第十八条第四項の規定により構造計算適合性判定が必要な全ての建築物の構造計算適合性判定の業務

(二) 業務の開始の日 平成二十七年六月一日

山梨県告示第二百十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の二第一項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとしたので、同法第七十七条の三十五の八第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年六月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

(一) 名称 日本ERI株式会社

(二) 住所 東京都港区赤坂八丁目五番二十六号

二 業務区域

山梨県全域

三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都港区赤坂八丁目十番二十四号

四 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務及び当該構造計算適合性判定の業務の開始の日

(一) 業務 建築基準法第十八条の二第四項において読み替えて適用する同法第六条の三第一項及び第十八条第四項の規定により構造計算適合性判定が必要な全ての建築物の構造計算適合性判定の業務

(二) 業務の開始の日 平成二十七年六月一日

山梨県告示第二百十八号

山梨県告示第二百十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の二第一項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとしたので、同法第七十七条の三十五の八第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年六月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

(一) 名称 ビューローベリタスジャパン株式会社

(二) 住所 神奈川県横浜市中区山下町一番地

二 業務区域

山梨県全域

三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都千代田区神田駿河台二丁目八番及び神奈川県横浜市西区高島二丁目十九番十

二号

四 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務及び当該構造計算適合性判定の業務の開始の日

(一) 業務 建築基準法第十八条の二第四項において読み替えて適用する同法第六条の三第一項及び第十八条第四項の規定により構造計算適合性判定が必要な全ての建築物の構造計算適合性判定の業務

(二) 業務の開始の日 平成二十七年六月一日

山梨県告示第二百十九号

山梨県告示第二百十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の二第一項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとしたので、同法第七十七条の三十五の八第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年六月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

(一) 名称 日本建築検査協会株式会社

(二) 住所 東京都中央区日本橋三丁目十三番十一号

二 業務区域

山梨県全域

三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都中央区日本橋三丁目十五番六号松木ビル三階

四 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務及び当該構造計算適合性判定の業務の開始の日

(一) 業務 建築基準法第十八条の二第四項において読み替えて適用する同法第六条の三第一項及び第十八条第四項の規定により構造計算適合性判定が必要な全ての建築物の構造計算適合性判定の業務

(二) 業務の開始の日 平成二十七年六月一日

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報

センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年六月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 申請のあった年月日 平成二十七年六月八日
二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人山梨情報通信研究所

2 代表者の氏名 新藤 久和

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市

4 定款に記載された目的

この法人は、情報通信技術を活用した、地域情報化社会の発展、地域経済の活性化、福祉の増進、地域コミュニティ支援等の活動による地域社会の振興に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十七年六月十日から同年八月九日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年六月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 申請のあった年月日 平成二十七年六月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人みんなの街

2 代表者の氏名 室田 泰文

3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市

4 定款に記載された目的

この法人は、幸せに暮らしたいと願うすべての人々に対して、不安なく幸せに暮らせる社会の実現、提供に寄与する事を目的とする。上記の目的のもと、空き家、耕作放棄地、山林等資源の有効活用及び、生活スタイルの提案、人と人との繋がりを促進などの活動を行うことで、食や住に関する不安が和らぐ環境作りを目指す。

三 縦覧期間 平成二十七年六月十一日から同年八月十日まで

● 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十七年十月十八日まで縦覧に供する。

平成二十七年六月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	住 所
イオンモール株式会社 代表取締役 吉田昭夫	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 イオンモール甲府昭和

(二) 所在地 山梨県中巨摩郡昭和町常永土地地区画整理地内一街区

2 変更した事項

変 更 事 項	変更後の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	変更後の住所
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	イオンモール株式会社 代表取締役 吉田昭夫	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎双一	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
	株式会社フロッジャボン 代表取締役 アンドリエス ドニス	東京都武蔵野市西久保一丁目二十五番八号

井ヶ田製茶株式会社 代表取締役 今野克二	宮城県仙台市青葉区大町二丁目七番二十三号
株式会社キャメル珈琲 代表取締役 尾田信夫	東京都世田谷区代田二丁目三十一番八号
株式会社トリニティアーツ 代表取締役 木村治	東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
株式会社ワールド 代表取締役 寺井秀藏	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八番一号
有限会社 b. x. s t o r e 取締役 宮川学	山梨県甲府市丸の内二丁目三番三号タチバナビル四階
株式会社サンエー・ビーデー 代表取締役 前川正典	東京都世田谷区玉川二丁目二十一番一号
株式会社ハミルトン 代表取締役 岡田映子	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目六番一号ワールドビジネスガーデンマリブウエスト二十八階
株式会社ラッシュジャパン 代表取締役 ロウイーナジヤクリーン バード	神奈川県愛甲郡愛川町中津四千二十七番地三
ギャップジャパン株式会社 代表取締役 エリンノーラン	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三十二番十号
株式会社トミーヒルファイガー ジャパン 代表取締役 西条真義	東京都渋谷区代官山町八番七号
イオンベット株式会社 代表取締役 小川明宏	千葉県市川市南八幡四丁目十七番八号
株式会社ファンケル 代表取締役 宮島和美	神奈川県横浜市中区山下町八十九番地一
株式会社フォネット 代表取締役 清水栄一	山梨県甲府市下石田二丁目十番六号
株式会社キタムラ 代表取締役 北村正志	高知県高知市本町四丁目一番十六号
株式会社セリア 代表取締役 河合映治	岐阜県大垣市外濑二丁目三十八番地
HOYA株式会社 代表執行役 鈴木洋	東京都新宿区高田馬場一丁目二十九番九号
株式会社ポート 代表取締役 上田昌之	山梨県甲府市下石田二丁目十番六号
Asme エステール株式会社 代表取締役 丸山雅史	東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号神谷町セントラルプレイス五階
株式会社エヌデイシージャパ ン 代表取締役 石井浩一	香川県高松市番町一丁目六番六号甲南アセツト番町ビル三百七
株式会社オリゾンティ 代表取締役 佐分和博	東京都渋谷区神宮前一丁目十二番六号ドヒビル二階
株式会社イオンフォレスト 代表取締役 福本剛史	東京都千代田区紀尾井町三番六号紀尾井町パークビル六階

株式会社アルファベットパス 代表取締役 濱田一康	北海道札幌市中央区南 二条西二十五丁目	株式会社東京デリカ 代表取締役 木山剛史	東京都葛飾区新小岩一 丁目四十八番十四号	株式会社クロスカンパニー 代表取締役 石川康晴	岡山県岡山市北区幸町 二番八号	株式会社レプハウス 代表取締役 堀口康弘	東京都世田谷区太子堂 一丁目四番二十四号	株式会社ルピシア 代表取締役 水口博喜	東京都渋谷区代官山町 八番十三号	株式会社フォワード 代表取締役 坂本正	山梨県甲府市大里町六 百八十番地三	株式会社青木商店 代表取締役 青木信博	福島県郡山市八山田五 丁目四百五番地	株式会社ホットランド 代表取締役 佐瀬守男	東京都中央区新富一丁 目九番六号	株式会社ANA P 代表取締役 家高利康	東京都渋谷区神宮前一 丁目三十一番十六号	シー・エス・ピー株式会社 代表取締役 太田康弘	兵庫県西宮市本町十一 番一号	株式会社クリード 代表取締役 中利行	東京都世田谷区大原一 丁目五十一番四号	島村楽器株式会社 代表取締役 廣瀬利明	東京都江戸川区平井六 丁目三十七番三号
株式会社マイダス 代表取締役 原田正彦	山梨県中巨摩郡昭和町 河東中島七百二十番地 五	株式会社ジェイアイエヌ 代表取締役 田中仁	群馬県前橋市川原町二 丁目二十六番四号	株式会社CHELSEA New York 代表取締役 北方康弘	石川県金沢市上安原南 九十八番地二	株式会社ポイント 代表取締役 遠藤洋一	東京都千代田区丸の内 一丁目九番二号	株式会社ストーンマーケット 代表取締役 中村泰二郎	福岡県福岡市中央区港 二丁目十一番四号	株式会社インゲ 代表取締役 向井孝司	兵庫県神戸市中央区港 島南町四丁目六番二号	株式会社チュチュアンナ 代表取締役 上田利昭	大阪府大阪市阿倍野区 天王寺町北二丁目三番 一号	株式会社チチカカ 代表取締役 木南仁志	神奈川県横浜市港北区 新横浜二丁目二番三号	株式会社アイジーエー 代表取締役 五十嵐昭順	福井県越前市矢放町十 三号八番地の九	株式会社三鈴 代表取締役 岡藤一朗	東京都渋谷区代々木一 丁目十一番二号	トリンプ・インターナシヨナ ルジャパン株式会社 代表取締役 土居健人	東京都中央区築地五丁 目六番四号浜離宮三井 ビルディング五・六階		

株式会社レイ・カズン 代表取締役 宮越敦	東京都渋谷区千駄ヶ谷 三丁目二十四番九号
有限会社ムラクリエイティブ ハウス 代表取締役 田村史	東京都世田谷区三軒茶 屋一丁目三十五番十五 号ラ・フルール・ド三 軒茶屋二百二号
有限会社サボイ 代表取締役 秋山憲	山梨県甲斐市篠原一番 六号太興紙業ビル二階 五号室
株式会社ヴィレッジヴァンガ ードコーポレーション 代表取締役 白川篤典	愛知県名古屋市長東区 上社一丁目九百一番地
株式会社アロシア 代表取締役 伊達環	東京都渋谷区神宮前三 丁目六番二号
クレアーズ日本株式会社 代表取締役 山口義貴	東京都中央区日本橋人 形町一丁目一番十一号 日庄ビル
有限会社ホコジャン 代表取締役 内藤文祿	山梨県中央市成島二千 二百九十六番地八
株式会社F・O・インターナ ショナル 代表取締役 小野行由	兵庫県神戸市中央区三 宮町二丁目四番一号
株式会社サンセットストック 代表取締役 石川幸之助	山梨県中央市山之神千 百二十二番地オキノリ バーシティ
株式会社クリーン 代表取締役 下山勲	東京都墨田区向島一丁 目十八番九号
小松匡聡	山梨県甲府市丸の内一 丁目二十一番二十四号
株式会社ナカザワ 代表取締役 中澤道盛	滋賀県湖南市中央二丁 目九十二番地
株式会社三城 代表取締役 中尾文彦	東京都中央区銀座一丁 目七番七号
株式会社パレモ 代表取締役 小田保則	愛知県稲沢市天池五反 田町一番地
株式会社ジーユー 代表取締役 柚木治	東京都港区赤坂九丁目 七番一号ミッドタウン ・タワー
株式会社未来屋書店 代表取締役 羽牟秀幸	千葉県千葉市美浜区中 瀬一丁目六番地
株式会社ジーフット 代表取締役 神谷和秀	愛知県名古屋市長千種区 今池三丁目四番十号
株式会社タカキュー 取締役 木内守	東京都板橋区板橋三丁 目九番七号
株式会社ピート 代表取締役 赤池順一	東京都墨田区錦糸一丁 目十一番十六号
株式会社満足屋 代表取締役 飯野和人	山梨県笛吹市石和町四 日市場千八百十六番地
株式会社ジン 代表取締役 山本篤	三重県四日市市新正一 丁目十二番四号
株式会社ジーンズショップ サダ 代表取締役 長田輝忠	静岡県静岡市清水区楠 新田三百番地一

有有限会社焼津谷島屋 代表取締役 中野弘道	静岡県焼津市栄町四丁目二番四号
株式会社ベベ 代表取締役 岡本吉史	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八番二号
株式会社グラントスラム 代表取締役 倉本隆	大阪府大阪市中央区南船場四丁目十二番十号 GSビル心斎橋
株式会社コージイコーポレーション 代表取締役 高林更次	大阪府大阪市中央区南船場一丁目十六番十号
株式会社サンリオ 代表取締役 辻信太郎	東京都品川区大崎一丁目六番一号
株式会社ハニー 代表取締役 谷本多美子	東京都練馬区豊玉南二丁目二十一番十号
株式会社大谷 代表取締役 堂田尚子	新潟県新潟市江南区亀田工業団地一丁目三番五号
株式会社ほていや 代表取締役 猪飼千壽子	愛知県名古屋市中区平和二丁目二番十七号
株式会社サン宝石 代表取締役 渡辺洋	山梨県中央市山之神流通団地一丁目七番一号

3 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成二十七年二月一日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成二十三年三月一日ほか

- 三 届出年月日
平成二十七年四月二十四日
- 四 縦覧場所
山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階山梨県県民情報センター

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十七年六月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量
- (一) 名称 富士の国やまなし誘客促進事業業務
- (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
- (一) 名称 山梨県観光部観光企画・ブランド推進課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 平成二十七年四月七日
- 四 随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所
- (一) 名称 グローバルデザイン株式会社
- (二) 住所 静岡県静岡市葵区紺屋町十七番地の一葵タワー十六階
- 五 契約金額 三千五百七十四万八千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 富士の国やまなし観光ネットを構築した事業者であるため(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号該当)。

教育委員会

● 平成二十八年山梨県立特別支援学校幼稚園及び高等部入学者選抜の基本事項について

平成二十八年山梨県立特別支援学校幼稚園及び高等部入学者選抜の基本事項を次のとおり定める。

平成二十七年六月十八日

山梨県教育委員会

委員長 石川 洋司

1 出願資格

保護者とともに山梨県内に住所を有する者で、次の各学校の要件に該当するものとする。

学校名	募集区分	要件
盲学校 甲府市下飯田二丁目10-2 (055) 226-3361	幼稚部	(1) 幼稚部 学校教育法施行令（以下「施行令」という。） 第22条の3に規定する視覚障害者で、平成28年4月1日現在において満3歳以上6歳未満のもの
	高等部 本科普通科 本科保健理療科 専攻科保健理療科 専攻科理療科	(2) 高等部本科 施行令第22条の3に規定する視覚障害者で、次の各号のいずれかに該当するもの ア 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部若しくは中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成28年3月卒業見込みの者 イ 盲学校長が、中学校を卒業した者と同等の学力があると認めた者 (3) 高等部専攻科 施行令第22条の3の規定による視覚障害者で、次の各号のいずれかに該当するもの ア 盲学校高等部本科若しくは高等学校を卒業した者又は平成28年3月卒業見込みの者 イ 盲学校長が、高等学校を卒業した者と同等の学力があると認めた者
ろう学校 山梨市大野1009 (0553) 22-1378	幼稚部	(1) 幼稚部 施行令第22条の3に規定する聴覚障害者で、平成28年4月1日現在において満3歳以上6歳未満のもの
	高等部 本科普通科	(2) 高等部 施行令第22条の3に規定する聴覚障害者で、次の各号のいずれかに該当するもの ア 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部若しくは中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成28年3月卒業見込みの者 イ ろう学校長が、中学校を卒業した者と同等の学力があると認めた者
甲府支援学校 甲府市下飯田二丁目	高等部 本科普通科	施行令第22条の3に規定する肢体不自由者で、次の各号のいずれかに該当するもの

目 10-3 (055) 226-3322	部		(1) 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部若しくは中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成 28 年 3 月卒業見込みの者 (2) 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等の学力があると認めた者
あけぼの支援学校 韮崎市旭町上条南割 3251-1 (0551) 22-6131	高等部	本科普通科	
わかば支援学校 南アルプス市有野 3346-3 (055) 285-1750	高等部	本科普通科	施行令第 22 条の 3 に規定する知的障害者で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部若しくは中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成 28 年 3 月卒業見込みの者 (2) 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等の学力があると認めた者
かえで支援学校 甲府市東光寺二丁目 25-1 (055) 223-6355	高等部	本科普通科	
やまびこ支援学校 大月市富浜町宮谷 1497 (0554) 23-1943	高等部	本科普通科	施行令第 22 条の 3 に規定する知的障害者又は肢体不自由者で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 知的障害者又は肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部若しくは中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成 28 年 3 月卒業見込みの者 (2) 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等の学力があると認めた者
ふじざくら支援学校 南都留郡富士河口湖町船津 6663-1 (0555) 72-5161	高等部	本科普通科	
高等支援学校桃花台学園 笛吹市石和町中川 1400 (055) 263-7760	高等部	本科産業技術科	施行令第 22 条の 3 に規定する知的障害者で、次の (1) のいずれかの条件を満たし、かつ、(2) 及び(3) に該当するもの (1) 次のいずれかの条件を満たす者 ア 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部若しくは中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成 28 年 3 月卒業見込みの者 イ 高等支援学校桃花台学園校長が、中学校を卒業した者と同等の学力があると認めた者 (2) 知的障害の程度が比較的軽い者で、施行令第 22 条の 3 に規定する知的障害以外の障害を併せ有して

			いない者 (3) 基本的な生活習慣を身につけており、自主通学のできる者
--	--	--	--

2 出願、入学検査及び選抜方法

(1) 高等支援学校桃花台学園

ア 出願

(ア) 出願の制限

- a 高等学校全日制の課程における前期募集と併願することはできない。
- b 志願者は、高等支援学校桃花台学園の教育相談を、平成27年12月28日までに受けておくこと。

(イ) 受付期間

平成28年1月20日(水) (一括受付)、1月21日(木)の午前9時から午後4時まで及び1月22日(金)の午前9時から正午まで

(ロ) 出願書類

- a 入学願書
- b 確約書
- c 調査書
- d 住民票の写し
本人及び保護者に関するもので、平成27年12月以降発行のもの
- e 健康診断票の写し
医療機関が発行したもので、平成27年12月以降に受診したもの
- f 山梨県総合教育センター相談支援部が平成27年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」(すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しにより所見に替えることができる。ただし、県立特別支援学校中学部を平成28年3月卒業見込みの知的障害を主障害とする者は、所見の提出は不要とする。)

イ 入学検査

(ア) 期日

平成28年2月2日(火)

(イ) 会場

高等支援学校桃花台学園(笛吹市石和町中川1400)

(ロ) 入学検査の内容

学力検査、作業能力検査、運動能力検査及び面接

ウ 選抜

高等支援学校桃花台学園校長は、出願書類及び入学検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。

- (2) 盲学校、ろう学校、甲府支援学校、あけぼの支援学校、わかば支援学校、かえで支援学校、

やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校

ア 出願

(7) 出願の制限

出願は、「山梨県立特別支援学校通学区域等に関する規則」に定める通学区域の学校とする。

(i) 受付期間

平成28年2月12日(金)、2月15日(月)、2月16日(火)、2月17日(水)の午前9時から午後4時まで及び2月18日(木)の午前9時から正午まで

(ii) 出願書類

a 全校共通

(a) 入学願書

(b) 調査書(幼稚部は除く)

(c) 住民票の写し

本人及び保護者に関するもので、平成28年1月以降発行のもの

(d) 健康診断票

医療機関が発行したもの(志願先特別支援学校長が様式を指定する場合は、当該様式による。)で、平成28年1月以降に受診したもの(志願先特別支援学校の中学部を平成28年3月卒業見込みの者を除く。)

ただし、あけぼの医療福祉センターで加療中の肢体不自由者が、あけぼの支援学校を受検する場合の健康診断票は、同センター整形外科医発行のものとする。

b 学校ごとに必要な書類(志願先特別支援学校の中学部を平成28年3月卒業見込みの者を除く。)

学校名	学校ごとに必要な書類
盲学校	平成28年1月以降に受診した眼科医発行の健康診断票 (幼稚部においては、身体障害者手帳の写しに替えることも可)
ろう学校	平成28年1月以降に受診した耳鼻咽喉科医発行の健康診断票 (幼稚部においては、身体障害者手帳の写しに替えることも可)
甲府支援学校	平成28年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票
あけぼの支援学校	平成28年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票(あけぼの医療福祉センターで治療を受けていない者)
わかば支援学校	山梨県総合教育センター相談支援部が平成27年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」(すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しに替えることも可)
かえで支援学校	

やまびこ支援学校	(肢体不自由者) 平成28年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票 (知的障害者)
ふじざくら支援学校	山梨県総合教育センター相談支援部が平成27年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」(すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しに替えることも可)

(i) 出願上の留意事項

志願者は、平成27年12月28日までに、志願先特別支援学校の教育相談を予め受けるものとする。(志願先特別支援学校の中学部を平成28年3月卒業見込みの者を除く。)

イ 入学検査

(7) 期日

平成28年3月3日(木)

(i) 会場

各志願先特別支援学校

(ii) 入学検査の内容

学校名	募集区分		検査内容
盲学校	幼稚部		・実態を把握するための検査
	高等部	本科普通科	・学力検査 ・面接
		本科保健医療科 専攻科保健医療科 専攻科理療科	・学力検査 ・面接 ・機能検査
ろう学校	幼稚部		・実態を把握するための検査
	高等部	本科普通科	・学力検査 ・面接
甲府支援学校	高等部	本科普通科	・学力検査 ・面接 ・生活動作検査
あけぼの支援学校			
わかば支援学校			
やまびこ支援学校			
ふじざくら支援学校			
かえで支援学校			

ウ 選抜

各志願先特別支援学校長は、出願書類及び入学検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。

3 入学許可予定者の発表

(1) 高等支援学校桃花台学園

平成28年2月9日(火)の午前11時

なお、高等支援学校桃花台学園の入学許可予定者は、高等学校全日制課程における後期募集、定時制の課程、通信制の課程及び特別支援学校高等部入学者選抜検査に出願することはできない。

(2) 盲学校、ろう学校、甲府支援学校、あけぼの支援学校、わかば支援学校、かえで支援学校、やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校

平成28年3月11日(金)の午前11時

4 再募集

盲学校幼稚部、高等部(普通科、保健理療科、専攻科保健理療科、専攻科理療科)、ろう学校幼稚部、高等部及び高等支援学校桃花台学園において、入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。

(1) 盲学校幼稚部、高等部(普通科、保健理療科、専攻科保健理療科、専攻科理療科)、ろう学校幼稚部及び高等部の出願及び入学検査等

ア 出願資格

「1 出願資格」による。

イ 出願の制限(高等部)

(7) 出願時に、県内の公・私立高等学校及び特別支援学校のいずれにも合格していない者。

(4) 公立高等学校全日制の課程における再募集との併願はできない。

ウ 出願期間

平成28年3月14日(月)の午前9時から午後4時及び3月15日(火)の午前9時から正午まで

エ 入学検査の内容

盲学校長又はろう学校長がそれぞれ別途定める。

オ 検査期日

平成28年3月16日(水)

カ 入学許可予定者の発表

平成28年3月18日(金)の午前11時

(2) 高等支援学校桃花台学園の出願及び入学検査等

ア 出願資格

(7) 「1 出願資格」による。

(4) 公立高等学校全日制課程における後期募集又は定時制の課程における入学者選抜の学力検査受検者(病気等やむを得ない理由により学力検査を受検することができなかったと高等支援学校桃花台学園校長が認める者を含む。)で、出願時に、県内の公・私立高等学校及び特別支援学校のいずれにも合格していない者。

イ 出願の制限

(7) 公立高等学校全日制課程の再募集と併願することはできない。また、定時制再募集及び通信制の課程と併願することもできない。

(4) 志願者は、高等支援学校桃花台学園の教育相談を、平成27年12月28日までに受けておくこと。

ウ 出願期間

平成28年3月14日(月)の午前9時から午後4時及び3月15日(火)の午前9時から正午まで

エ 入学検査の内容

高等支援学校桃花台学園校長が別途定める。

オ 検査期日

平成28年3月16日(水)

カ 入学許可予定者の発表

平成28年3月18日(金)の午前11時

5 実施要項

詳細については、別に定める「平成28年度山梨県立盲学校・ろう学校幼稚部入学者選抜実施要項」、「平成28年度山梨県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項」及び「平成28年度山梨県立盲学校高等部専攻科入学者選抜実施要項」による。